



鳥取県公報

令和元年8月9日(金)
号外第32号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(12) (教育総務課) 3
- ◇ 規 則 鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(8) (環境立県推進課) . . . 4

==== 公布された条例のあらまし =====

◇鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 権限の特例を定める規定中引用する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、環境影響評価の対象となる事業に太陽光発電所の設置及び変更の事業が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の設置及び変更の事業に係る特別地域は、条例で定めるもののほか、ハマナス自生南限地帯及び森林の区域とする。
- (2) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の設置の事業の規模は、一般地域においては敷地面積が20ヘクタール以上、特別地域においては敷地面積が10ヘクタール以上とする。
- (3) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の変更の事業の規模は、一般地域においては敷地面積が20ヘクタール以上、特別地域においては敷地面積が10ヘクタール以上増加するものとする。
- (4) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の設置及び変更の事業であって、準備書に記載した対象事業の目的及び内容を修正する場合に再度条例の規定による環境影響評価その他の手続（配慮書に係る手続を除く。）を経なくてもよいものの要件は、新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であることとする。
- (5) 環境影響評価の対象となる太陽光発電所の設置及び変更の事業であって、評価書の公告後に事業内容を変更する場合に再度条例の規定による環境影響評価その他の手続を経なくてもよいものの要件は、新たに対象事業実施区域となる部分の面積が変更前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であることとする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、令和元年10月1日とする。

条 例

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権限の特例) 第2条 法第23条第1項第2号及び第4号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</p>	<p>(権限の特例) 第2条 法第23条第1項第1号及び第3号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業の種類</th> <th style="width: 50%;">特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 1 条例別表第1号に掲げる事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。）並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業 </td> <td style="vertical-align: top;"> ア・イ 略 ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）<u>第109条第1項</u>の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域（以下「ハマナス自生南限地帯」という。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 4 条例別表第5号に掲げる事業（風力発電所及び太陽光発電所の設置及び変更の事業を除く。）並びに同表第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業 </td> <td style="vertical-align: top;"> ア～エ 略 オ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第4条第1項に規定する指定水域及び指定地域 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 5 条例別表第5号に掲げる事業（太 </td> <td style="vertical-align: top;"> ア ハマナス自生南限地帯 </td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	特別地域	1 条例別表第1号に掲げる事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。）並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業	ア・イ 略 ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号） <u>第109条第1項</u> の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域（以下「ハマナス自生南限地帯」という。）	略		4 条例別表第5号に掲げる事業（風力発電所及び太陽光発電所の設置及び変更の事業を除く。）並びに同表第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業	ア～エ 略 オ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第4条第1項に規定する指定水域及び指定地域	5 条例別表第5号に掲げる事業（太	ア ハマナス自生南限地帯	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業の種類</th> <th style="width: 50%;">特別地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 1 条例別表第1号に掲げる事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。）並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業 </td> <td style="vertical-align: top;"> ア・イ 略 ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）<u>第69条第1項</u>の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域（以下「ハマナス自生南限地帯」という。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 4 条例別表第5号に掲げる事業（風力発電所の設置及び変更の事業を除く。）並びに同表第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業 </td> <td style="vertical-align: top;"> ア～エ 略 オ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第4条第1項に規定する指定水域及び指定地域 </td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	特別地域	1 条例別表第1号に掲げる事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。）並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業	ア・イ 略 ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号） <u>第69条第1項</u> の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域（以下「ハマナス自生南限地帯」という。）	略		4 条例別表第5号に掲げる事業（風力発電所の設置及び変更の事業を除く。）並びに同表第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業	ア～エ 略 オ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第4条第1項に規定する指定水域及び指定地域
事業の種類	特別地域																		
1 条例別表第1号に掲げる事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。）並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業	ア・イ 略 ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号） <u>第109条第1項</u> の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域（以下「ハマナス自生南限地帯」という。）																		
略																			
4 条例別表第5号に掲げる事業（風力発電所及び太陽光発電所の設置及び変更の事業を除く。）並びに同表第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業	ア～エ 略 オ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第4条第1項に規定する指定水域及び指定地域																		
5 条例別表第5号に掲げる事業（太	ア ハマナス自生南限地帯																		
事業の種類	特別地域																		
1 条例別表第1号に掲げる事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上の道路を設け、又は車線の数が4以上増加するものに限る。）並びに同表第3号及び第4号に掲げる事業	ア・イ 略 ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号） <u>第69条第1項</u> の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域（以下「ハマナス自生南限地帯」という。）																		
略																			
4 条例別表第5号に掲げる事業（風力発電所の設置及び変更の事業を除く。）並びに同表第6号、第11号、第12号及び第14号に掲げる事業	ア～エ 略 オ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第4条第1項に規定する指定水域及び指定地域																		

陽光発電所の設置及び変更の事業に限る。)	イ 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林の区域
6 略	

5 略	
-----	--

別表第2（第3条関係）

事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件
略		
5 条例別表第5号に掲げる事業	ク 風力発電所の変更の事業であって、出力が1,500キロワット以上である発電設備を新設するもの	風力発電所の変更の事業であって、出力が1,500キロワット以上である発電設備を新設するもの
	ケ 敷地面積が20ヘクタール以上である太陽光発電所の設置の事業	敷地面積が10ヘクタール以上である太陽光発電所の設置の事業
	コ 太陽光発電所の変更の事業であって、敷地面積が20ヘクタール以上増加するもの	太陽光発電所の変更の事業であって、敷地面積が10ヘクタール以上増加するもの
略		

備考 略

別表第2（第3条関係）

事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件
略		
5 条例別表第5号に掲げる事業	ク 風力発電所の変更の事業であって、出力が1,500キロワット以上である発電設備を新設するもの	風力発電所の変更の事業であって、出力が1,500キロワット以上である発電設備を新設するもの
略		

備考 略

別表第3（第20条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
略		
11 別表第2の5の項のキ又	略	修正前の対象事業実施区域から300メートル

別表第3（第20条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
略		
11 別表第2の5の項のキ又	略	修正前の対象事業実施区域から300メートル

はクに該当する対象事業	置	以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 別表第2の5の項のケ又はコに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
13 略		
14 略		
15 略		
16 略		
17 略		
18 略		

別表第4（第31条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
略		
11 別表第2の5の項のキ又はクに該当する対象事業	略 発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
12 別表第2の5の項のケ又はコに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が変更前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
13 略		
14 略		
15 略		
16 略		
17 略		
18 略		

別表第5（第42条関係）

事業の種類	許認可等
略	
8 条例別表第10号カ	ア 森林法第26条第2項

はクに該当する対象事業	置	以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 略		
13 略		
14 略		
15 略		
16 略		
17 略		

別表第4（第31条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
略		
11 別表第2の5の項のキ又はクに該当する対象事業	略 発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
12 略		
13 略		
14 略		
15 略		
16 略		
17 略		

別表第5（第42条関係）

事業の種類	許認可等
略	
8 条例別表第10号カ	ア 森林法（昭和26年法

ら第13号まで及び第15号に掲げる事業	の規定による保安林の指定の解除 イ・ウ 略	ら第13号まで及び第15号に掲げる事業	律第249号) 第26条第2項の規定による保安林の指定の解除 イ・ウ 略
略		略	

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。